

秋田県告示第256号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年11月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 区 域 名  | 区 域        |   |
|--------|------------|---|
|        | 郡市 町村 大字 字 | 地 番   |
| 広面推子蛇野 | 秋田市蛇野      | 18番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、16番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、16番6の一部（次の図に示す部分に限る。）   |
|        | 秋田市広面字推子   | 142番の一部（次の図に示す部分に限る。）、143番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、147番2の一部（次の図に示す部分に限る。） |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県秋田地域振興局建設部に備えて縦覧に供する。